

会 費 納 入 規 程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本調査業協会（以下「本協会」という。）定款第 7 条第 1 項の規定に基づき、同項を実施するため、正会員及び賛助会員（以下「会員」という。）の納入すべき会費の額及び納入方法について定めるものとする。

(会費及び保証金)

第 2 条 正会員の会費は、月額で定めるものとし、その額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 法人登録の正会員

- ① 入会金 100,000 円
- ② 保証金 60,000 円
- ③ 会 費 10,000 円

(2) 個人登録の正会員

- ① 入会金 70,000 円
- ② 保証金 30,000 円
- ③ 会 費 6,000 円

(3) 法人登録及び個人登録の正会員は、退会時に会費等の未集金を保証金から差し引いた額を返金する

2 賛助会員の会費は、年額で定めるものとし、次に掲げる額とする。

- (1) 個 人 1 口金 100,000 円（1 口以上）
- (2) 法人又は団体 1 口金 160,000 円（1 口以上）

(納 入)

第 3 条 正会員の会費は、毎月 20 日までに、書面による請求に応じて、原則として本協会の指定する方法により納入するものとする。

2 1 ヶ月以上の会費未納により本協会の協会活動に支障をきたす場合には、正会員に会費支払の督促・請求の案内を出す事ができる。

3 賛助会員の会費は、本協会の指定する方法により納入するものとし、入会時より 1 年間を会員資格とする。

賛助会員の会員資格を継続する場合は、本協会の指定する方法により納入するものとする。

(正会員の異動の報告)

第 4 条 正会員に異動があったときは、当該異動の日から一週間以内に、本協会に届け出なければならない。

2 賛助会員に関しても前項の規定を準用する。

(権利の停止等)

第 5 条 会長は、この規程に定める会費の未納正会員に関し、次の処分を課することができる。

1 1 ヶ月滞納正会員に対する、総会出席権及び議決権の停止及び会員証の発行並びに交付品等の停止等。

2 2 ヶ月滞納正会員に対する H P リンク停止等。

3 3 ヶ月滞納正会員に対し、定款第 1 0 条（1）により会員資格を消失する。

(細 則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、会費の納入方法に関して必要な事項は、理事会の承認を得て会長が定める。

附 則

1	平成 2 6 年 0 4 月 0 1 日 施行	H26 年 03 月 06 日（木）第 1 回定例理事会承認 H26 年 03 月 06 日（一社）設立総会承諾
2	平成 2 6 年 0 6 月 1 2 日 改定	H26 年度 第 1 回定例理事会 承認
3	平成 2 7 年 0 3 月 0 6 日 改定	H26 年度 第 2 回定例理事会 承認
4	平成 2 8 年 0 2 月 2 0 日 改定	H27 年度 第 2 回臨時理事会 承認
5	平成 2 9 年 0 2 月 2 3 日 改定	H28 年度 第 2 回理事会 承認 平成 29 年 04 月 01 日施行
6	平成 2 9 年 0 3 月 2 2 日 改定	H28 年度 第 3 回理事会 承認 平成 29 年 04 月 01 日施行
7	平成 2 9 年 0 3 月 2 3 日 改定	H28 年度 第 4 回理事会 承認 平成 29 年 04 月 01 日施行
8	平成 2 9 年 1 2 月 0 8 日 改定	平成 29 年度 第 3 回理事会承認
9	平成 3 0 年 0 6 月 2 0 日 改定	平成 30 年度 第 1 回理事会承認 平成 30 年 06 月 20 日